

利根川下流部水面利用協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、利根川下流部水面利用協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、利根川本川の河口部から一般国道 6 号大利根橋上流側まで、小貝川の利根川合流点から豊田堰まで、及び手賀川の利根川合流点から曙橋までにおける水面の安全かつ快適な利用と流水面特有の環境機能の維持・増進を図ることと共に水面・水際利用に良好な空間の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 秩序ある水面・水際利用の実現に関する事項
- 二 その他、水面利用に係わる重要な事項

(構 成)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）によって構成するものとする。

(組 織)

第 5 条 協議会に会長 1 名及び会長代理 1 名を置く。

- 2 会長は構成員の互選により選出する。
- 3 会長代理は構成員の中から会長が指名することとする。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を掌握する。
- 5 会長代理は、会長が欠けた場合、又は事故等やむを得ない事情により、協議会に参加できない場合、会長の職務を代理する。
- 6 会長が欠けた場合、特段の事情がある場合を除き、次の協議会において、後任の会長を選出するものとする。

(協議会の開催)

第 6 条 協議会は、会長、又は会長の了解を得て国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長（以下「利根下所長」）が招集する。ただし、会長及び会長代理がともに欠けた場合、又は職務を実行できない場合については、利根下所長が招集する。

- 2 構成員は、会長に対し、協議会の開催を求めることができる。
- 3 協議会の議長は会長が行う。
- 4 会長は、必要に応じて、協議会での協議に資する情報又は意見等を聴くため、専門的な知識を有する者、利害関係を有する者、利根川に接続する河川又は水面を管理する者のほか（以下「専門家等」という。）協議会構成員以外の者を出席さ

せることができる。

- 5 構成員は、必要と認める場合、会長に対し、専門家等の参加を求めることができるものとする。
- 6 構成員（代理も含む）は、協議会に参加できないときは、書面により意見表明を行うことができるものとする。
- 7 協議会を開催できない場合、構成員の書面による意思表示を持って、協議会開催に替えることができるものとする。

（部会の設置）

- 第7条 会長は、第3条に規定する協議事項の検討のため、協議会に諮り、部会を設置できるものとする。
- 2 部会の運営に関しては、協議会で決定する事項を除き、部会で決定するものとする。
 - 3 部会での議論は、部会開催後直近の協議会で報告するものとする。
 - 4 協議会であらかじめ委任を受けた場合、部会の決定について、会長の承認を得ることを条件として、協議会の決定とすることができる。

（事務局）

- 第8条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に置く。

（協議会の公開）

- 第9条 協議会は報道機関を通じて公開するものとする。ただし、協議会に諮った上で、非公開とすることができるものとする。

（規約の改正）

- 第10条 この規約を改正する必要があると認める場合には、協議会に諮った上で、これを行うことができる。

（雑 則）

- 第11条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

（付 則）

- 第12条 市町合併及び構成員所属機関（ただし、行政機関に限る）の組織改編に基づく構成員の変更は、規約第10条の規約によらず、別表の変更をもって行うものとする。

1. この規約は、平成16年7月23日より施行する。
2. この規約は、平成18年3月13日より施行する。
3. この規約は、令和2年11月21日より施行する。

別表

利根川下流部水面利用協議会構成員

【学識者】

山田 正 (中央大学研究開発機構教授)

鈴木 伸治 (横浜市立大学教授)

【漁業協同組合長 (12 漁業協同組合)】

手賀沼漁業協同組合長

鬼怒利根漁業協同組合長

印旛沼漁業協同組合長

新利根漁業協同組合長

佐原漁業協同組合長

笹川漁業協同組合長

北総漁業協同組合長

常陸川漁業協同組合長

中利根漁業協同組合長

下利根漁業協同組合長

銚子市漁業協同組合長

はさき漁業協同組合長

【マリン事業協会】

(一社) 日本マリン事業協会 関東支部長

【市・町長 (14 市町)】

千葉県

我孫子市長

柏 市長

印西市長

栄 町長

成田市長

神崎町長

香取市長

東庄町長

銚子市長

茨城県

取手市長

利根町長

河内町長

稲敷市長

神栖市長

【県（課長）】

千葉県

河川環境課長

水産課長

茨城県

河川課長

水産振興課長

【海上保安庁】

銚子海上保安部長

【警察】

千葉県警察本部 地域部地域課長

茨城県警察本部 地域部地域課長

【独立行政法人 水資源機構】

利根川下流総合管理所 利根川河口堰管理所長

【国土交通省】

利根川下流河川事務所長